

奈良県告示第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき
県営土地改良事業（農地環境整備事業・山添地区）計画を変更しようとするので、同条
第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、変更後の当該土地改
良事業の計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成二十六年五月八日から同月二十七日まで

二 縦覧場所

山添村役場

三 その他

変更後の計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、奈良県知事に対
し意見書を提出することができる。